

報告第9号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議決を得た協定の変更について、裏面調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年3月24日

提出者 足立区長 近藤 弥生

議決を得た協定の変更調書

議案 番号	当初協定年月日 (変更年月日)	件 名 [協定の相手方]	金額変更(円) ①議決金額 ②変更後金額 ③変更金額	増減率 (%)	工期変更 ①議決工期 ②変更後工期	変更理由
71	H30. 6. 12 平成30年 第2回足立区 議会定例会	(仮称) 西新井～竹ノ塚間栗六陸 橋耐震補強等工事の施行に関する 協定書 [東武鉄道株式会社]	① 266,082,246		① H30. 6. 29 から H32. 3. 31	
	(処分日) R2. 3. 3 (協定変更日) R2. 3. 10				② H30. 6. 29 から R2. 5. 31	当該工事における北側スロー プ橋の架替えにあたり、車両 が仮設歩道に接触する事故が2 件発生したことにより、施行 計画の再検討が必要となった ため。